

議 長 よろしいですか。それでは、一般質問に入ります。受付番号第4号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 齋 藤 それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号4号、質問議員、10番 齋藤永。件名、松田小学校校舎建設事業に係る申入れ等について。

要旨。前田建設工業株式会社を代表企業とする共同企業体と締結した設計施工監理一括の協定書を根拠に、この事業を進めています。昨年、この事業に係る予算、契約等審議の折に、代表企業の信頼性を脅かすマスコミ報道がされました。全体事業費30億円余と多額であり、また町民が安心して任せられる公共事業であるべきことから、町長に申入れをしているので伺います。

(1) 工事施工監理業務は、随意契約によらず公正公平な競争入札のもと、契約業者を決定しましたか。

(2) 発注者である町が厳格な事業の管理を行うための一級建築士を新たに雇用しましたか。

(3) 校舎建設クラウドファンディングの結果、どのくらいの金額とそれをどのように利用しますか。以上、よろしくお願いします。

町 長 それでは、齋藤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の御質問ですが、松田小学校校舎建設工事は、基本設計、実施設計業務委託から校舎、屋内運動場建設工事、工事監理業務委託、解体、外構までの工事施工を一括で行う事業として平成30年12月にプロポーザル方式で公募を行い、令和元年6月4日に最優秀提案者の選定を行いました。令和元年6月28日に、松田小学校校舎建設事業に係る基本協定を松田町立松田小学校校舎建設事業、前田建設工業、計画・環境建築、類設計室、関野建設設計建設工事共同企業体と締結いたしました。令和2年9月には、共同企業体代表企業である前田建設工業株式会社の新聞報道を受け、9月18日の一般会計補正予算審査特別委員会において、工事監理業務委託については共同企業体とは別の透明性のある事業者との契約をすることなどの附帯事項を遵守するよう申し入れがされ、10月5日開催の松田小学校校舎建設工事審査特別委員会でも、施工監理、工事施

工、監理業務は競争入札で行うことなどの申し入れがされました。

このようなことから、松田町立小学校校舎建設事業に係る基本協定書の変更を行い、その後、令和2年9月25日の議会全員協議会にも御説明させていただきましたとおり、工事監理業務委託には、松田町立小学校校舎建設事業に係る基本協定による設計施工を担う共同企業体と別の企業体である松田小学校校舎建設工事等監理計画・環境建築、類設計室の推薦依頼が担当課である教育課から提出されました。その後、第15回松田町建設工事等入札業者指名選考委員会が開催され、令和2年度から令和4年度、松田小学校建設工事等監理業務委託について審査されております。

入札業者指名選考委員会による業者選定の理由を申し上げますと、1点目としましては、本施工監理業者は、松田町立小学校校舎建設事業基本実施設計業務委託において設計を担当した業者であり、当該工事内容や施工技術内容及び現場の状況を熟知しているため、本事業を実施するに当たり、設計の意図を酌んで監理ができること。2点目としまして、公立学校の木造3階建ての校舎は全国3例目であり、本町の設計については、実施例のない特殊な技術、工法が用いられていることから、設計を行っていないほかの施工監理業者では履行困難であることに加え、標準設計と比較したところ、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあること。また、国土交通省が出している資料で、建設工事監理等業務委託の進め方というマニュアルを活用され、このマニュアルには、随意契約をする場合の理由として、設計内容、実施内容に特殊な技術や工法が含まれているなどのため、対象工事の設計業務の受注者以外の者では工事の監理を行うことが困難であるものについては、随意契約することができるものとしております。

今回の技術は、実施例が少ない特殊技術を用いてますので、国土交通省が定める要件に該当するといった理由により、入札事業指名選考委員会での審議の結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号の規定により、松田小学校校舎建設工事等監理業務計画・環境建築、類設計の1者が推薦され、その事業者が選定されております。随意契約は地方自治法第234条の規定

にも定められた契約の方法の一つであることから、選定された企業体である松田小学校校舎建設工事等監理業務計画・環境建築、類設計との間で、随意契約として契約締結を行っております。

次に、２点目にお答えいたします。発注者である町が、厳格な事業の監理を行うための１級建築士を新たに施工したのかの御質問であります。申入れをいただいた後に、各施工監理体制について確認、検討を行った結果、総合的に判断し、１級建築士について雇用するまでには至りませんでした。

その理由を申し上げますと、３点でございます。１点目は、まちづくり課の高橋参事を中心に２級建築士であるまちづくり課職員とともに工事監理を行っております。また、厳格な監理を行うため、施工業者の自主検査後、施工監理者の検査も確立されており、事前検査と本番時の本体検査のダブルチェックが行われていること。２点目は、建物の工事期間が約２年として、その間、常駐にて雇用すると約１,５００万程度の人件費がかかること。３点目は神奈川県条例においても、建築基準法に基づき、共同企業体と全く別の機関であります一般財団法人日本建築センターによる検査を実施していること。

この検査は、施工者側の検査、設計監理側の検査の後、総括的な最終検査となります。例えば、検査内容は、基礎に関する工程、建て方に関する工程です。そのほか、特定工程は屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事などで、特定工程後の工程は、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事並びに内装工事の検査を行います。各トーンに対し、全範囲の検査となりますので、１階から３階まで同様の検査を行います。この神奈川県条例に従って行う検査員も１級建築士が行い、施工業者の１級建築士や設計監理業務の１級建築士に対し、法にのっとりた項目の検査を行い、検査内容は大変厳しいものとなっております。この検査に合格しないと次の工程には進めないため、町の職員も現場監督として検査に立ち会っております。

このように、監理体制も、施工者側と設計監理側と行政側のおのおのの立場で厳しい検査が行っております。また、検査を受けるものの全てが１級建築士であるため、町が１級建築士を雇用しなくても十分に対応できるものと考え、

町が新たに費用を負担し短期間において1級建築士を雇用することについて過剰なものと判断いたしましたので、新たに雇用するまでには至りませんでした。引き続き、このような厳しい検査をクリアし、町の未来を担う子供たちの学び舎の完成に向け、取り組んでまいります。

次に、3つ目の御質問にお答えをいたします。松田小学校建設に伴うクラウドファンディングについては、全国3例目となる木造3階建ての校舎の整備を行うに当たり、地元の木材を活用することで地元の林業従事者への経済的還元や、自然災害などを防ぐために必要な木材の町内の森林保全対策を併せて行ったもので、具体的には、地域の木材を教室の床材に活用するための財源を寄附として募ったものでございます。

本件の実施に当たっては、令和2年11月6日から令和3年2月3日までの90日間を期間として設定し、木の学校づくりプロジェクトとしてクラウドファンディングを実施いたしました。本件についての経過ですが、募集開始月である令和2年11月に議会全員協議会にてクラウドファンディング開始の旨を報告し、期間終了後の令和3年2月にも同様に議員の皆様方へ、その結果を御報告を行ったことと存じます。

改めて実施内容と結果を申し上げますと、目標金額を300万円と定め、寄附受付サイトふるさとチョイスを活用し、オンラインでの寄附受付のほか、町への直接寄附も受け付けたところ、支援件数43件、寄附金額58万6,000円となりました。このクラウドファンディングで集まった寄附については、令和3年第1回定例会において、令和2年度一般会計補正予算第13号にて特定寄附金の項目を立てるとともに、歳出では本寄附金を財源に当初予定していた教育施設整備基金への積立について御決議を賜りましたので手続を進め、完了しております。寄附を頂戴した方々へは、お礼品として木のぬくもりを感じるオリジナル記念品などをお送りしております。

今後は、寄附を頂いた皆様に対し、松田小学校の建設工事の進捗状況並びに本町の様々な魅力やイベント情報などについてお知らせするとともに、校舎の完成に伴う内覧会への御招待など、心のこもったお礼について行ってまいります。

いというふうに考えております。以上でございます。

10番 齋 藤 お答えありがとうございます。まずですね、先に3番のクラウドファンディングですけど、43件、300万円に対して58万6,000円と。この予定300万円という目標をどのようにした根拠は分からないんですけども、これいかなかったことについて、どのようにお考えですかね。

政策推進課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。目標のですね、300万円につきましては、床に使うものとして、床材1平米当たり1万円ということでお示しをし、寄附者を募ったところでございます。当初ですね、学校の1年生の2学級と少人数学級1教室、それと2年生の2学級と少人数学級の1教室ということで、6教室分の面積で1万平米で300万円と目標を定めたんですが、こちらのほう、様々な周知等を行ったんですが、目標に達することができず、このような金額となったところでございます。なお、こちらにつきましては、負担付寄附ということではなく、0円でも行うものでありますので、そのほうを御周知したところでございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。ちょっと残念でしたけど、これは仕方ないことで、頂いた善意を有効に御利用いただきたいと思います。

それとですね、1番、2番の件、なぜ今、これ聞いているかということ、事実確認ですけども、やっぱり私たちも、私も、未来を、松田を背負う子供たちにきちんとしたところで学んでいただきたいという希望もあります。それにですね、なぜ聞いているか、このようなことを聞き出しているかということで、この条件をつけられたのは、基本的にJVの筆頭事業者である会社の問題ですね。この辺がもう、この前、全協か何かでお聞きしても、なかなか答えも出てないんですけど、あれから9か月近くたっております。その辺で、何か次の答え出たんでしょうか。その辺をお願いします。

教 育 課 長 現在の状況は、引き続き係争中ということで聞いております。

10番 齋 藤 まず、アスベストを壁の間に入れていたという事件ですけども、産業廃棄物をまず置くこと自体が、それが違法だという、これ環境省の答えが出ていたんですけども、その辺の、向こうの言い分もいろいろあったと思いますけれど

も、そのような会社に任せてるところがちょっと、当町としては不安なところなんです。ですので、その辺、答えは出てないんですけども、その結果的に違法行為をしてしまっているんじゃないかという会社を筆頭にしながら、つくられている。それで、この議会としては、監理業務をもう少し厳しくしていただきたいなということで、この条件をつけて特別委員会での審査したということが前提にあります。そのときですね、このプロポーザルで決めてきたこと、今やっている中においてですね、このアスベストの問題というのは、前に一度お聞きしたときに、平成14年の資料で、参考にしたというお答えだったと思うんですけども、それでよろしいですか。

教 育 課 長 平成14年度に大規模改修、内装を実施いたしました。そうしたことで、プロポーザルを行う時点では、積算上では…（「もっと大きい声で言ってもらえますか。」の声あり）プロポーザルを行う時点では、積算上ではないものとして考えて参考にいたしました。平成14年度の内装工事を参考といたしました。

10番 齋 藤 平成29年にですね、最新の対処方法として示されていると思うんですけども、その辺は見なかったんでしょうか。

教 育 課 長 見ておりませんでした。平成14年度に実施した、結果的には塗装に使用された塗料に含まれておったんですが、この平成時代の教育施設の改修工事にアスベストが含まれている塗料を使用することというのは、通常は考えられないというふうなことで、見ておらなかった、想定外のことで、見ておらなかったということでございました。

10番 齋 藤 平成29年に、最新の対処方法、これを施工する業者も有無を調べるという義務があると思うんですよ。ですので、プロポーザルで当初、多分、現場見られたと思うんですけども、それで本来なら、この29年に出ているこれをもとに、業者がアスベストの有無を確認すべきだったと思うんですけども、それがされてないということですね。そのおかげで、処理費ですか、あれがもともとあったその解体費用ですか、1億2,000万円が3億4,000万円ほどに上がってしまって、2億超えが増えているという状況が生まれているんですけども、見損なった業者にその責務があるんじゃないんですかね。その辺はどうお考え

ですか。

教 育 課 長 プロポを行う時点で、質問でそういったことが出てくればということでありましたが、対応…（「聞こえにくいんですけど。」の声あり）プロポを行う時点で、積算を行う上で、そういった質問があれば対応もできたんですが…。

町 長 補足ということで。プロポーザルをする前に、募集要綱は当然作るわけなんですね。当然、募集要綱を作るときには、アスベストの有無について、あくまでも募集要綱を作るための補助金…補助金といいたいでしょうか、そういった検討は確かにしました。そのときに、アスベストの話が、その時点では出てこなかったのは確かです。要は、募集を、それで、そういうところですよ。そのまま募集をかけました。かけたところ、プロポーザルの事業者からはですね、アスベストが、今回は積算上、アスベストが入っているものとして見ますか、見ませんかという質問はありました。そこに対して、町としての回答としては、今回、一律に同じ条件で金額を上げてもらわなきゃいけないので、それはまずもっては見なくていいですよというようなことの中での回答をさせていただいたということになります。ですので、その施工会社さんは、その後、業者が決まった後に、じゃあ最終的に、いろんな調査を我々としてはお願いする予定だったので、調査の中の1つとして、建物の、既存の建物の解体をする中での調査、あとは電波の調査とか、地域の境界の確認だとか、細かな調査をしながら設計をしてもらう中で、そこで業者さんのほうから、こういったものが入っていますというような御指摘をいただきながら、最終的に積算をし、皆さん方に御提示をしたということの経過でございます。

10番 齋 藤 ということはですね、町のミスということですか、単純に言うと。そこを町が、ないですよと答えなければ、ありますよと答えたら、この部分は最初からあったということでもいいんですかね。

町 長 その件に関してはですね、調査を、事前にする調査費を我々持ってなかったのは確かです。アスベストにしろ、ほかの部分も含めて。なので、業者を決めた後に、全てをとにかく全体的に決めてもらおうというふうな予定にしていたということになりますので、その旨で御理解いただければと思います。以上で

す。

10番 齋 藤 町のその辺のやり方のちょっとミスがあったんじゃないかと、私も認識していますし、この業者も、先ほど申したように、29年度の最新の対処方法、確認を町に聞いてくること自体が、調べてからプロポーザルの提案をしてくるべきじゃないかなとは思いうんですけれども。その辺について、きちんとされてない状況じゃないかなと、今のお話だけでも判断してしまうんですけれども。その辺についてはいかがですか。

町 長 町の方針としての話にいくとですね、結果的にその募集要綱を作るときにの平成、今言われる29年の新しく改定されたということについて、業者さんとしてはですね、多分承知をされていたと思うんです。承知をされていたので、あえて、今回の積算のこの…積算といいましょうかね、うちのプロポーザルのところの中にそういった項目がなかったから御質問を、プロポーザルする前、プロポーザルの提案する前に質問を受け付けているときに、質問をしてもらったということです。その際は、先ほど申し上げたとおり、ほかの…ほかというか、どこがどういうふうに提案してくれるか分からないにしても、一律でやらなきゃいけないので、我々も調査もしてませんから、今回はないものとして、載っているものの中から提案をしてくださいというふうに出したということになります。

ですから、まずは業者さんのミスというようなことというのは、基本的には、ちゃんとした御指摘というか、そういった質問はありましたので、そこは業者さんがどうのこうのはないと思いますし、我々としても、あったにしても、業者が決まった後に一応調査をする。これは今回御存じのように、一番初めに提案されたものが、そのままずばりは建ってないんですね。実際のところ要望も増えましたし、施工中に埋蔵物といいましょうか、何かいろんなものが出てきちゃったりとかしながら、予算の中で何とか収めなきゃいけないからということで、常にやはり増減をしながらですね、常にという表現もあれですけど、そういうことをやりながら進めさせていただいていることなので、提案どおりが全てが事業として進められているということではないです。ただし、

ここで間違っではいけないのは、最終的に、予算を認めてもらいながら、予算の範囲から、とにかく出さないように、そういった努力は現在しているところでございます。以上です。

10番 齋 藤 予算内でやらなきゃいけないというのもございますけれども、先ほどの町長の答弁にもありました、その工期も決まっているとか、子供たちに安心・安全なところをつくっていただくのに、工期とかそういう問題よりは、その中身をどうしていくかということが、僕は重要じゃないかなと思うんですよ。その部分が、先ほどのそのアスベストとかを入れることによって、何か有毒ガスが出たりして、子供たちに悪影響を与えてしまう可能性があるというような状況の業者さんに任せていること自体が、ちょっと心配かなと思ったところなんです。先ほどのお答えの中で、特殊な技術があるところで、随意契約ですか、その辺、随契が必要だったという、その特殊な部分というのは、どういうところだったんですかね。

総 務 課 長 私のほうからお答えさせていただきます。特殊な技術というのはですね、この松田小学校は日本で3例目となる木造のですね、3階建ての建物で、耐火構造をしている建物でございます。それに伴う特殊な工法等はありますので、随意契約の要件に該当しております。

10番 齋 藤 ただしですね、今、言ったようにですね、3例しかないわけでしょう。この企業は、その技術を持っていたんですか。特殊な技術、結局、前田建設さんの技術だけじゃないですか。ここが持っている、何例もやってきたという事例があって選択している部分なのか。その辺はどうなんですか。

総 務 課 長 まず初めにですね、今、議員の御質問なんですが、今回、まずは工事の施工監理を今回随意契約という形にさせていただいております。工事本体の企業体とは別に、設計業務だけを担当した業者さんが別の企業体をつくられて、その方たちが工事監理業務をやられるということで、そこで、先ほど私が申しました、地方自治法に該当する、その特殊建築物のですね、特殊建築物をですね、の意図を酌んで、監理ができるというのは、基本設計をやってられる業者さんなので、あくまでも設計、施工ではございません、設計のほうの監理という形

になります。以上です。

10番 齋 藤      じゃあ、その設計監理、施工した人は、経験がある、技術を持っているという部分をどうやって確認して、された部分なのか。それと、その技術監理者ですね、工事監理者と設計業務の監理者分けてやられたのかと思うんですけど、その辺、どなたがやったのか、ちょっと、お名前挙げられますか。

参事兼まちづくり課長      まず、監理監督がそんな特殊な技術なのに、そこにできるのかという御質問でございますけども、既に、設計段階から携わっている会社です。設計ができますので、当然、それを現場において監理監督ができると。そういった中で、もう一つの質問であります設計者と、じゃあ監理監督は違うのかよという御質問でございます。設計をした業者と監理監督の業者は一緒でございますけども、両方とも精査をしているような、主となって、それをやる職員は違っております。

10番 齋 藤      先ほどのお答えの中の、多分、この全国営繕主管課長会幹事会の28年6月の報告のマニュアルでの説明だとは思いますが、この中に、随意契約の、してもいいと、先ほど言われたとおりに書いてあるんですけど、そこに、ただし、その場合にも、設計業務における監理技術者とは別の者を工事監理業務の監理技術者とすることを契約条件とし、第三者制を確保できるように配慮していますと書いてあるんですけども、この辺はどうなんですか。

参事兼まちづくり課長      設計のですね、監理技術者と今、現場監理をしている工事監理技術者とは違っております。それは届出で明らかに契約書の書類の中に出ていますので、それは違っております。以上です。

10番 齋 藤      分かりました。まず、あと、こっちの町のほうの監理、高橋課長がやられていると聞いていますけど、議会としては1級建築士の者をというと、この町で持っているのといったら町長ですか、1級建築士の技術を持っているのは。町長も、たまにその辺の監理に行かれているようなことはあったんでしょうかね。その辺はいかがですか。

参事兼まちづくり課長      町長におかれましては、設計段階から詳細に図面に目を通していただきまして、十分、工事の内容については熟知されていると思っております。以上で

す。

10番 齋 藤 分かりました。高橋課長、先ほどね、土木のほうは強いのかなと思うんですけど、建築のほうは、やっぱり、この町の中では本山町長しかないのかなとは思っているんですけど。これ、毎週、連絡会議みたいなのがあるとかと聞いているんですけど、その辺は、高橋課長が出てられるんですか。

参事兼まちづくり課長 毎週ですね、水、木のどちらかの日にですね、定例の会議を行っております。その場所にはですね、まず、設計者、当然、もともと設計した者、それから管理監督を任されている者、それから各種工種に合わせた主任のクラスの間ですね、電気の主任であるとか、配管の主任であるとか、木軸の立て方の主任であるとか、そういった主任さん、皆さんおそろいです。それから、JVの所長さん、副所長さん。それと、私と私の課にいる2級建築士ですけども、どちらか1名。それから、教育委員会から小野君が必ず出ております。以上です。

10番 齋 藤 今ここまで進んできてしまっている工事、その主管となる前田建設さんの不祥事、住民がちょっと心配しているところを、どうにか、大丈夫ですよとか、何かを伝えていきながら、ここまでできましたとか、その辺を伝えていかないと、何よというふうに、結構いろんな、小学校を造るのに声が出ている部分もありますし、その辺が不安材料だったと思うんですよ。ですので、その辺を何か払拭できるような、住民への、ここまで行っていますとか、その辺の仕方とか見せ方とかいうか、その辺は何か考えられていますか。

参事兼まちづくり課長 今ですね、毎日毎日、日々現場が進んでおります。そういった中で、議員の皆様にも一度見ていただいたりしております。そういったことと同じような形で、住民の皆様を対象にして現場見学会みたいなものを開催する予定でおります。中には専門的な知識の方もいらっしゃると思いますし、それともう一つ、この地域、コロナ禍ですので、この地域の中で、そういった木の、木で造る大型公共施設に御興味のある学生さん、建築をやられている学生さん、それから企業、それから設計士さん、そういった方、あと行政の方をお呼びしてですね、今、木軸が上がっている段階で皆さんに見ていただいて、今、私たちが行

っている技術について御説明をさせていただく機会を設けるように予定しております。以上です。

10番 齋 藤 せっかく、30億もかけて造る小学校です。先ほどのどなたかの話で、あの小学校行ってみたいということもあることですので、本当にいいものを造っていただきたいと思うんですけれども、その辺をきちんとした監理も必要になると思います。町民の大切な税金を使ってやる以上。

最後にですね、町長に、この30億円の莫大なお金をかけた工事です。品質のよい校舎を造っていただく、そんな思いだと思いますけれども、どのような覚悟でこの工事を見守っていきながら完成させるのか、お答えを聞いてから私の質問を終わりたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。どこから話しすればいいのかね。非常に、この学校建設については、ここに至るまでそんな簡単なものじゃなかったんですよ。お金をかけずに、いかにいいものを建てるかといったら、経験がどうのこうのというようなこともありますし、知恵も出さなきゃいけないです。それで先ほど来、私が1級建築士だということは言ってもらって、ありがたい半分、やはり、いろんな経験値が、いろいろ違うわけですよ。私はどっちかというと、野丁場にいたほうが長かったので、野丁場というのは、こういった現場ですけどもね。だから、設計事務所さんの考え方だけではものがやっぱりできないというようなこともあります。そういった自負の中から、今回の募集に至るまでの要領を作るに当たっても、担当課と本当に夜なべするぐらい、もう任せたよ、俺帰る、そんなことなんか絶対しないで、一生懸命やっていたところなんです。ですから、その当時から今も、全くもって、その小学校に対しての熱意が冷めているわけでもなく、しっかりとものを造らなきゃいけないという思いは変わりませんし、それはもう議会の皆さん方と一緒にというふうに思っていますので、引き続き、当然、洗礼はどこかでありですけどもね、自分が担っている間はですね、手を抜くことなく、しっかりとやってまいりたいというふうに考えています。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございました。

議

長     以上で受付番号第４号、齋藤永君の一般質問を終わります。少しお待ちください。